

[illegible]

		I 令和6年度就学援助制度の実施について																																			
		1. 就学援助制度の周知方法																																			
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助 (要保護・必要保護) の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助 (要保護・必要保護) の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)												
都道府県	市区町村	ア 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ 自治体の広報媒体等に制度を記載	ウ 就学援助制度の周知に関する取組を記載	エ 就学援助制度の周知に関する取組を記載	オ 学校等に就学援助制度の周知に関する取組を記載	カ 入学時に就学援助制度の周知に関する取組を記載	キ 毎年、就学援助制度の周知に関する取組を記載	ク 長生センター等から案内を配布	ケ 教育委員会から案内を送付	コ その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項							(6) (5) のクの内容							(8) (7) のカの内容						
40	40	21	16	19	14	23	12	35	9	2	11	11	3	2	38	9	2	9	24	1	18	9	9	9	9	9	6	6	14	9	4	14	9	7	7		
青森県	五戸町			○		○		○							○					○								○									
青森県	田子町		○	○		○		○							○				○																		
青森県	南部町					○	○	○			○				○				○														○	・新入学児童、生徒の保護者に対して行う入学者説明会において、制度の周知を行っている。 ・町ホームページにて紹介している。			
青森県	厩上町	○		○	○	○		○							○											○	在校生は希望者が学校に提出。就学予定児は希望者が教育委員会に提出。				○						
青森県	新郷村										○				○				○										○								

[illegible]

都道府県	市区町村	1 令和6年度就学援助制度の実施について																																						
		2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																						
		令和6年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																						
		＜小学校＞(1)実施・検討状況について				＜小学校＞(3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期		＜小学校＞(4)(1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回答している場合は最初の時期)		＜小学校＞(5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法(あてはまるもの全てに○)				＜小学校＞(8)(1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)																										
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ、入学前支給を行っていない	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	＜小学校＞(2)(1)の力の内容		ア、令和5年度(令和5年度新入学分)以前	イ、令和6年度(令和6年度新入学分)以前	ウ、令和7年度(令和7年度新入学分)以前	エ、令和8年度(令和8年度新入学分)以前	オ、令和9年度(令和9年度新入学分)以前	カ、令和10年度(令和10年度新入学分)以前	キ、令和11年度(令和11年度新入学分)以前	ク、令和12年度(令和12年度新入学分)以前	ク、令和13年度(令和13年度新入学分)以前	ア、教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ、自治体内の広報誌等に案内を掲載	ウ、教育委員会の書物に記述した文字案内を配布	エ、教育委員会の書物に記述した文字案内を配布	オ、学校の図書に記述した文字案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育園で案内を配布	キ、市内の小中学校で生及び保護者に対して案内を配布(兄弟姉妹がいる場合など)	ク、長官やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ク、小学校入学者の親戚に案内を送付	コ、その他	＜小学校＞(6)(5)のロの内容		＜小学校＞(7)(4)でア、イ、ウ、エに○をした場合、(入学前支給の)①通知時期、②申請期日、③(アの場合)支給時期		ア、手算の確保が困難になるから	イ、算数の内容が難しいから	ウ、算数の内容が難しいから	エ、(入学前)支給の金額が大きいから	オ、(入学前)支給の金額が大きいから	＜小学校＞(9)(8)のエ及びオの内容		
40	40	29	4	7	0	0	0	0	29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	12	8	0	0	0	2	11	11	0	1	3	3	1	0	1			
青森県	五戸町	○							○									○			○																			
青森県	田子町	○							○									○			○							○												
青森県	南部町	○							○												○																			
青森県	階上町	○							○									○		○	○																			
青森県	新郷村		○																																○				小学校・中学校に入学前の者を対象とした給付金制度を実施している。	

[illegible]

都道府県	市区町村	1 令和6年度就学援助制度の実施について 2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																															
		令和6年7月時点の市区町村の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																															
		＜中学校＞(1)実施・検討状況について		＜中学校＞(2)(1)の力の内容					＜中学校＞(3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					＜中学校＞(4)(1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回答している場合は最初の時期)					＜中学校＞(5)(1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるもの全てに○)					＜中学校＞(6)(5)のエ及びオの内容									
ア、入学前支給を行っている		イ、入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ、入学前支給を行っていない	エ、そもそも新入学学用品費がいないため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象ではないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和5年度(令和5年度新入学分)以前					イ、令和6年度(令和6年度新入学分)以前	ウ、令和7年度(令和7年度新入学分)以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ロ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬(入学式前)	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの関係から	ウ、認定回数が増える、実態に即した対応など、事務負担が増えるから	エ、(入学)前支給とは異なる、自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	カ、その他				
40	40	29	3	7	0	0	1	1				29	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	18	0	1	3	3	1	0	1			
青森県	五戸町	○										○											○										
青森県	田子町	○										○											○										
青森県	南部町	○										○										○											
青森県	厩上町	○										○								○													
青森県	新郷村			○																						○			小学校・中学校に入学前の者を対象とした給付金制度を実施している。				

[illegible]

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																							4. 就学援助率										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																	
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																																	
都道府県	市区町村	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村市民税の減免	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 職人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の特例的な理由による欠席の多い児童、生徒、保護者が多い者	シ. 経済的困難による生活保護費の減免を受ける者	ス. 生活保護費の減免を受ける者	ソ. 生活保護費の減免を受ける者	タ. 生活保護費の減免を受ける者	チ. 特別支援学校(特殊教育学校)に在学している児童、生徒	ツ. 市区町村(所管市町村)に在学している児童、生徒	テ. 市町村(所管市町村)に在学している児童、生徒	ト. その他	(2) (1)で「ナ」又は「シ」に○をした場合		(3) (1)で「ツ」に○をした場合		(4) (1)で「ト」と回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和5年度								
																					係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)	係数(倍率)											
40	40	36	36	27	31	28	36	19	9	20	23	15	15	21	15	5	2	9	1	9	12	16	1	12						40					
青森県	五戸町	○	○		○		○				○			○							○										15%未満				
青森県	田子町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○																			10%未満				
青森県	南部町	○	○	○	○	○	○					○	○	○																	15%未満				
青森県	厩上町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○				1.1							(3)キ、ク、サ、シ、スについては、チの基準に該当する場合に認定。		25%未満				
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○		○				○	○	○			○				1.1									25%未満				

[illegible]

[illegible]

[illegible]